

令和 2 年第 2 回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月25日(水)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第 3 2 号の説明、質疑、討論、採決	6
・議案第 3 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 3 3 号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第 3 3 号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 3 4 号の説明、質疑、討論、採決	8
・議案第 3 4 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 3 5 号の説明、質疑、討論、採決	12
・議案第 3 5 号 財産の取得について	
○議案第 3 6 号の説明、質疑、討論、採決	16
・議案第 3 6 号 財産の取得について	
○議案第 3 7 号の説明、質疑、討論、採決	18
・議案第 3 7 号 令和 2 年度皆野町一般会計補正予算(第 6 号)	
○議案第 3 8 号の説明、質疑、討論、採決	24
・議案第 3 8 号 令和 2 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	
○議案第 3 9 号の説明、質疑、討論、採決	24
・議案第 3 9 号 令和 2 年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	
○承認第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決	25
・承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)	
○同意第 7 号の説明、質疑、採決	27
・同意第 7 号 教育委員会教育長の任命について	
○議決事件の字句及び数字等の整理	30
○閉会について	30

○閉 会 3 0

○ 招 集 告 示

皆野町告示第100号

令和2年第2回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月19日

皆野町長 石木戸 道 也

1 期 日 令和2年11月25日

2 場 所 皆野町議会議場

- 3 付議事件
- (1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 財産の取得について
 - (5) 財産の取得について
 - (6) 令和2年度皆野町一般会計補正予算(第6号)
 - (7) 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - (8) 令和2年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - (9) 専決処分の承認を求めることについて(皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例)
 - (10) 教育委員会教育長の任命について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員	
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員	
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員	
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員	
9番	林	豊	10番	大澤	径	子	議員
11番	四方田	実	12番	内海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

令和2年第2回皆野町議会臨時会

令和2年11月25日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第32号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 財産の取得についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 財産の取得についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 令和2年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、同意第7号 教育委員会教育長の任命についての説明、質疑、採決

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	林	豊	10番	大澤	径	議員
11番	四方田	実	12番	内海	勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理兼 会計課長	橋本賢伸	総務課長	新井敏文
みらい 創造課長	黒澤栄則	町民生活 課長	長島弘
参事兼 健康福祉 課長	浅見幸弘	参事兼 税務課長	豊田昭夫
参事兼 産業観光 課長	玉谷泰典	建設課長	宮原宏一
参事兼 教育次長	設楽知伸		

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田	巖
------	------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。これより令和2年第2回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（若林光雄議員） 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。

なお、本日教育長から健康上の都合により、本臨時会の欠席届が提出されておりますので、ご了承願います。



◎町長挨拶

- 議長（若林光雄議員） 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和2年第2回皆野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

まず最初にお知らせいたします。交通死亡事故ゼロが10年を超えました。2010年11月23日から始まりました交通死亡事故ゼロ日が、一昨日の23日で10年を達成しました。いつまでも続けたい価値ある記録であります。

11月に入りまして暖かい日が続きましたが、やっとこの時期らしい気候となりました。新型コロナウイルス禍の本年も残り1か月余りとなりましたが、ここに来て新型コロナウイルス感染拡大の局面を迎えた様相となりました。このため国、県ではGo To キャンペーンの見直しを進めています。引き続き各自においてマスクの着用、手洗いの励行、会食等の3密の回避などの徹底が求められています。

本臨時会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり10件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。



◎議事日程の報告

- 議長（若林光雄議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

10番 大澤 径子 議員

11番 四方田 実 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（若林光雄議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、配付いたしましたとおり、議案第32号から議案第39号までの8件、承認第13号の1件、同意第7号の1件、以上10件でございます。議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第4、議案第32号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第32号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年の人事院勧告に準じて議会議員の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第32号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。令和2年の人事院による勧告では、一般職の特別給、いわゆるボーナスについて0.05月分引き下げるとしております。このことから議会の議員の期末手当につきましても、一般職員の給与改定と合わせて改正するものでございます。

第1条関係の改正は、引き下げる0.05月分を令和2年12月の期末手当に配分するため、第5条第2項中、現行の100分の225を100分の220に改めるものです。

次の2ページを御覧ください。第2条関係の改正は、令和3年4月以降に支給される期末手当について引き下げた0.05月分を6月と12月に0.025月分ずつ配分し、現行の100分の220を100分の222.5に改めるものでございます。

議案の1ページ目にお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第32号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第5、議案第33号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第33号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年の人事院勧告に準じて町長等の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第33号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、人事院勧告に準じて0.05月分引き下げるもので、先ほどの議案第32号でご審議いただきました議会議員の期末手当の改正内容と同様でございます。

第1条関係の改正は、引き下げる0.05月分を令和2年12月の期末手当に配分するため、第6条第2項中、現行の100分の225を100分の220に改めるものでございます。

次の2ページを御覧ください。第2条関係の改正は、令和3年4月以降に支給される期末手当について引き下げた0.05月分を6月と12月に0.025月分ずつ配分し、現行の100分の220を100分の222.5に改めるものでございます。

議案の1ページ目にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第33号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第6、議案第34号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第34号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年の人事院勧告に準じて町職員の給与改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第34号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。人事院勧告に準じて期末手当を0.05月分を引き上げるものです。なお、月例給については民間給与との格差が極めて小さいことから改定は行わないこととされております。

第1条関係の改正は、引き上げる0.05月分を令和2年12月の期末手当に配分するため、第17条の4第2項中、現行の100分の130を100分の125に改めるものでございます。

次の2ページを御覧ください。第2条関係の改正は、令和3年4月以降に支給される期末手当について引き下げた0.05月分を6月と12月に0.025月分ずつ配分し、現行の100分の125を100分の127.5に改めるものでございます。

議案の1ページ目にお戻りください。附則として、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第34号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 議案第33号のときに総務課長のほうからも説明がありました。2020年の人事院勧告は、国家公務員一般職の期末勤勉手当を前年度より0.05か月少ない4.45か月に引き下げると、こういった勧告を行っています。人事院は、どういう理由で前年度より0.05か月分の引下げを勧告しているのか、これが1点。

2点目なのですが、本議案の提案理由としてもありますが、人事院勧告に準じてということでもあります。こういった引下げの勧告に対して執行部としてどういうふうに捉えているのか。また、この間皆野町職員の給与水準、ラスパイレス指数については、県内でも最低という状況が続いているわけなのですが、今後のことも含めまして今回こういった引下げを提案するということについて考えとございますか、今後のことを含めまして考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

人事院の勧告ですけれども、今回の期末手当、ボーナスにつきましては、令和元年8月から令和2年7月までの直近の1年間の民間の支給割合と公務員の支給割合を比較しております。その結果、民間につきましては4.46月、それから公務員、国につきましては4.50月ということで、この格差を今回勧告するという事で0.05月の引下げということになっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんの質問の2点目についてお答え申し上げます。

今回の期末手当の引下げをどう捉えているかとお尋ねでございますが、今総務課長のほうから答弁したとおり、コロナ関連の経済情勢に絡んで民間の給料、また期末手当も含めて大分下がっているということでございます。また、こういうことで町のラスパイも、今おっしゃるとおり、低い状況でございます。

ただ、前も申し上げましたが、石木戸町長就任時については79.6でございますが、この4月のラスパイについては公表は現在しておりませんが、約13ポイントぐらいから上昇しております。そういうことで、その改善については取り組んでおります。数年前はせめて90に上げたいということではありますが、90は超えております。これからは100を目指して完遂したいと思うわけでございます。

ちなみに100のラスパイレス指数になったとしても、県下で順位は100でも22位でございます。こういうことで100になっても22位というようなことでございます。いずれにしましてもラスパイレス指数は低いということでございます。

こういうことで下げるといことは大変ラスから見ると厳しい部分がありますが、やはり地方公務員におきましては国の人事院勧告に準じたものとするのが多くの町民から見ても理解と納得が得られるものと、最も公平な指標であると考えております。したがって、国公準拠を基本とした人事院勧告どおり減額するという考えでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 民間の期末手当といいますか、一時金の支給状況というのを基準に人事院は勧告しているようですが、今副町長のほうからも答弁の中で触れられたのですが、コロナ禍の状況ということが言われているのですが、何か全ての今の経済状況というのがコロナ禍に、コロナの影響で経済状況が悪化しているというふうに言われているような気がするのですが、もう既に去年の10月に消費税が10%になって、それ以降の10月から12月期の四半期の国内総生産、年率換算で7.1%マイナスと、そういった状況もあります。消費税増税以降の消費の低迷といいますか、そういったことが大きく影響しているということも言われています。

その後の状況というのはコロナ禍の影響で大きく国内総生産も年率換算で落ち込んでいるということはあるのですが、いずれにしましても既にコロナの問題が発生する前に日本の国内総生産年率換算でもう既に下降状況になっていると。消費税が導入される前にも言われたことなのですが、消費税が増税されると中小なり零細企業、この倒産なり廃業が増えるだろうというのは、企業の所得に関係なく、消費税というのは納めなくてはならないと、そういったことでこれからますますそういった状況は強まるかと思うのですが、そういった中でも企業といいますか、大企業を中心としての内部留保というのは増えています。

ちなみに2019年度ということですから、今年の3月末の内部留保の状況なのですが、前年度に比べて13兆円も増やしていると。トータルでは539兆円、こういった状況にあります。中小なりそういったところに

ついては、大変な状況というのは分かるのですが、いずれにしても全体としての企業といたしますか、全産業としての内部留保というのはいま着実に増えていると、そういった状況があります。そういった中で民間の賃金といたしますか、一時金、期末手当も減額といたしますか、そういう状況に準じて人事院もやっている、こういったことについても問題があろうかなというふうには思っています。

そういったことで特に皆野町については、職員の賃金水準というのは低い状況でありますので、こういった中でさらに人事院の勧告に基づいて期末手当を引き下げることについては、いかなるものかなというふうには思いますので、ぜひその辺も含めて今後の賃金水準の向上等にも目を向けていただきたいというふうには思っております。

○議長（若林光雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。議案第34号に対する反対討論を行います。

今年初めから世界を襲った新型コロナウイルス感染症は、日本でも全県において感染者が発生し、現在第3波が襲っている状況です。そうした中で提案された議案第34号 一般職員給与に関する条例の一部改正案は、この間コロナ禍で奮闘する職員の労苦に応えず、またコロナを経て求められる内需主導型への経済転換にも背を向けるものです。こうした公務員給与の引下げが民間企業の給与引下げの口実にも使われかねず、大変懸念するところです。そういうことで、この議案第34号に反対します。

以上、簡単ですが、終わります。

○議長（若林光雄議員） 次に、賛成討論を許します。

4番、宮前司議員。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。議案第34号について賛成討論を行います。

人事院勧告ということで、行政としましては国の指針に従うのが行政だと思っております。民間企業に比べ、町職員の給料が少し高いというようなことで、一般企業から比べれば引き下げるといったことだと思います。0.05月引き下げるといって、やむを得ないのではないかと自分では思っております。そういうことで賛成討論といたします。

以上、終わります。

○議長（若林光雄議員） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（若林光雄議員） 起立多数です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第7、議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第35号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

町立の小中学校に配置する児童生徒及び教職員用タブレット端末の取得のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 議案第35号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

ご審議いただきます財産の取得は、国のGIGAスクール構想の実現に向けて町立の小中学校に配置する児童生徒用及び教職員用のタブレット端末に関わるものでございます。取得する数量は735台。取得金額は4,883万430円です。取得の相手方は秩父市下影森1248番地、キヤノン電子ビジネスシステムズ株式会社でございます。

議案の次のページに参考として児童生徒用と教職員用の台数の内訳を記載してございます。

以上、簡単ではございますが、議案第35号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番。この財産取得についてちょっとお伺いします。

前回質問したのですが、入札についてお伺いしたので、前に8月か何かの入札時に入札不調、それで2回ほど入札不調がありました。それで保留になっていたのだと思うのですが、10月の入札で見ると、今度は業務名が変わって入札ができた。これはこの入札、そのときの入札不調だったものが入札できたので、こういう結果になったのかお伺いします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

入札につきましては、8月に1度行っております。こちらについては辞退者も多く、不調となっております。また、9月に入札をしております、こちらについてもまた不調となっております。最終的に10月の入札で落札されました。そういう流れになっております。

入札についてなのですが、指名競争入札におきましては応札者が1名の場合、競争が担保されないという理由もございまして、不調となるということもございます。その場合につきましては、指名業者を変更しての再度の入札を実施するということが一般的ではありますが、しかし事業の内容に

より応札の可能性がある業者さん、事業者が少数の場合には、指名替えができないということもございます。したがって、内容を変更いたしまして、別の事業として入札に付したということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 確かにそうなのだけれども、ちょっと聞いたところによると、今までやっていたOSが違って、違うOS、何か県のほうで教育関係にはその違ったOSを使ってやるのだというようなこともちょっと聞いたのですが、それでその中でそれができるのはキヤノン電子ビジネスぐらいのものだというようなことを聞いていたのですけれども、それについてその業者と調整がなければできないかと思うのですけれども、そういうことはやったのですか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田実議員さんのご質問にお答えいたします。

OSにつきましては、業者と打合せということではなく、こちらで設計するときには有効なOSを考えて準備しておりました。その中で今回決定したOSについては、クロームというところのOSなのですけれども、こちらについてはメリットがかなりあるということでクロームのOSを選んでおります。

ただ、そのクロームのOSについては、別にキヤノン電子さん以外の業者でも取扱いできるものでありますので、各社指名をして準備をしていたということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 無理もないことは無理もないことなのですけれども、そのOSクロームは教育関係が日本中で急に需要が多くて、扱えるところが少ないのだというようなこともちょっと聞いていたもので、それはキヤノンとよく話し合わなければいけないのは分かるのですけれども、談合にならないような形でやっていただければと思っておりますので、総務課長、その点は大丈夫ですか、入札について。

○議長（若林光雄議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

入札につきましては、適正に執行されているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林です。前回、それからこのGIGAスクール構想に関していろいろ聞いたり、調べたりしている中で非常に疑問に思うことがあります。この皆野町の教育委員会だけのことではないので、なかなか教育委員会に質問していかげなものであるということもあったのですけれども、実際形になってみて、なおのこと疑問が大きく広がりますので、一応お伺いをしたいと思うのですが、このGIGAスクール構想の中で今回タブレットが全生徒分といいますか、義務教育小学校の1年から6年、中学校の1年から3年、9学年分、たまたま今年度にコロナ禍の関係もあって取得できるというようなことになった関係もあって、一挙に購入という形になったかと思うのですが、単純に割り掛けたとしても1台当たり7万弱、結構高額なタブレットかなというふうに感じます。恐らく皆さんではタブレットを買おうと思ったときに、この金額で買うという人はなかなかいないのではないかなと思われま。それなりの性能を持っているからだと言われれば、はあ、そうですかということしかないのですが、こういったものは日

進歩どころではなく、大変進歩が激しいもので、1年間どころか、これ例えば今回来年度から導入するとして小学校1年生が9年間同じものを持つなんていうことは、到底考えられないと思うのですが、このタブレットを使用するという中で一番疑問に感じたのは、購入しか道がなかったのか。これは教育委員会のほうへ、例えば上部の文科省を頂点とする辺りからその辺について何か指示なり指針なりがあったのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

実は購入する、準備をするという段階のときに、県のほうからも多量な発注等ありますので、共同購入はどうでしょうかという話も県から来ました。なので、その時点でうちのほうでも購入をするということで準備しております。ただ、共同購入につきましては、先ほどのOSなり、タブレット自体の制限がかかってしまうと、皆野町独自のやり方がちょっとできないということも懸念されたので、単独購入ということで準備をまいりました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） G I G Aスクール構想というのは非常に分かりづらいのですよね。何を狙っているのか。それで今の話、それから従前からの話でいくと、皆野町独自とまではいかないのかもしれませんが、何かほかと違うことをやるということになると、もうそれなりに制約があるから、要するに共同購入等には入らなかったというのですが、単純に機種の関係からして、共同購入する場合のものと今回皆野町が選定したものと違ったわけでしょうか。

また、それを使って何らかのことをやろうというふうに指針を立てたのは、現教育長が立てているかと思うのですが、今回いろんな形からどうやら教育長が替わるようですが、それらに影響はないのでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

共同購入との違いというところがございますけれども、共同購入ですと共同購入の指定しているOSなり、それからそのタブレットのメーカーですか、そちらが決まってしまうということになりますので、共同購入には参加しなかったと。ただ、実際同じ機械を購入するという事なので、同じような型の機種、それからOSということになることはあり得ます。

それから、今後につきましては、まだ学校のLAN配線工事を今やっておりますけれども、12月いっぱいまでそちらも終了と。それで年が明けまして、徐々にタブレット等納品になってきた段階でICTサポーター等を委託したりして、そこでまた研修したり、授業ができるようにという準備をしていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 何か分かったような、分からないようなことなのですが、結果として同じ機種になったということなのか、そうでないのか。取りあえずもうそれ以上のことは聞きませんが、皆野町は過去においてコンピューターの導入の際に、パソコンの導入の際に独自路線を取った結果、非常に機種の関係で周辺の自治体やらとのすり合わせに苦労したという実績というか、例があります。そうならないであ

ろうということは、今の答弁からある程度以上想像ができますが、それはそれで結構で。

今回教育委員会に対しての質問、これで終わりますが、ともかくG I G Aスクール構想というのが一体どういうことか一般的にもろくに周知されない。また、今の答弁を聞いていると、教育現場においてもこれからどういうことをどういうふうにしていくのかということが、皆野だけでなく、全体にまだはっきりしない段階で、これ次の議案にも関わることですが、設備その他だけを先行購入するのはいかがなものかと思うところがありましたので、今回こういった質問をいたしました。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 四方田議員と林議員の質問と関連するかと思うのですが、大変単純な質問で申し訳ないのですが、このタブレットのメーカー、これはどこのメーカーのものなのか。

また、非常にタブレットについても私も認識がないものですが、幼稚な質問になろうかと思うのですが、小学生から教職員用のタブレット、これ同じ機種ということによろしいのか。

それと、あくまで町としての財産になるわけですが、このタブレットを使用する場所といいますか、学校内に限定して使用するということ考えているのかどうか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、メーカーにつきましては、エイサーというメーカーになります。

〔「何ですか。ちょっともう一回」と言う人あり〕

○教育次長（設楽知伸） エイサーです。同じ機械を使うという、タブレットは小中学校全員同じタブレットを使うということでございます。

それから……大変失礼しました。使う場所ですけれども、学校の中で教室で使うという形です。

それと、今後また持ち帰り等、コロナウイルスの休業等あったときの持ち帰り等も視野に入れていますが、学校の中での教室で使うという形で考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第8、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第36号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

町立の小中学校に配置する大型提示装置及び実物投影機の取得のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 議案第36号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

ご審議いただきます財産の取得は、国のGIGAスクール構想の実現に向けて町立の小中学校に配置する大型提示装置及び実物投影機（書画カメラ）でございます。なお、大型提示装置につきましては、電子黒板とディスプレイです。取得する数量は大型提示装置が48台、実物投影機、こちらが50台になります。取得金額につきましては1,590万5,560円になります。取得の相手方につきましては、秩父市下影森1248番地、キヤノン電子ビジネスシステムズ株式会社でございます。

議案の次のページに参考として取得する財産の内訳を記載してございます。

以上、簡単ではございますが、議案第36号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 9番、林です。前議案に関連している機材だと思うのですが、これの入札に関して内容から見て、その前のタブレットですと1機種大量発注ですから、なかなかこれを1社で取り扱うのは大変かと思うのですが、今回の内容についてはいわゆるディスプレイ、それも何機種かに分かれているものですから地元企業、要するに商店に分割発注すれば、それぞれが対応できる数量になるのではないかと思います、そういった考えはなかったですか。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

実際、先ほどのGIGAスクールのタブレットのほうと関連性がある物品ということでございます。やはり各学校に数多く設置するということを考えておりましたので、一括の発注という形で準備しておりました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 大量発注をしたということについては、考え方として分かりますので、それはいいのですが、町長、地元にもこういったものを扱える企業が幾つかあるかと思うのです。コロナ禍でもあるし、いろいろな形で不況にもなっているということでもありますから、さきのタブレットについては、どう考えてもこれ大量発注するのにこれに応じられるような企業があるとはなかなか考え難いところでは

が、今回のものに関しては、例えばこの2ページ目にあるように、48台、20台、5台、23台。これを分割して発注すれば応じられる場所もあったのではないかと考えるのですが、その辺の考えについてはいかがですか。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど次長から話がありましたように、1社で間に合わせていただけるということからこういうことになったわけですが、そういう今質問者、林議員さんの考え方、町内のあるいは近隣のそうした業者でこうしたことが対応できるようであるならば、検討はしてみたいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） ありがとうございます。単純に手続が簡単だから、大きくやれば応札するところがないからということではなく、これから非常にコロナの関係も含めて大きな不況が迫っているというか、もう中に入っているところでもあります。いろんな施策を見ても、大きな企業に対しては厚く、しかし中小以下の企業に対しては非常に薄い扱いになっているのがはっきりしておりますので、本当に住民サイドに近い自治体に関しては、工夫をして多少なり出費が上がってもそういった小さな企業に寄り添ったような政策を考えていただきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。結構です。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 非常に認識がなくて申し訳ないのですが、電子黒板とディスプレイ、これの違い。それと、実物投影機というのですが、簡単に説明をいただきたいというふうに思います。

また、電子黒板については各教室に、ディスプレイもですか、各教室に1台ずつ設置するという考えでよろしいのかどうか。また、実物投影機もそうですね、それらも含めて質問したいと思っております。

○議長（若林光雄議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

電子黒板につきましては、普通のホワイトボードのようなもので、そちらにデジタル機能がついているというものでございます。

ディスプレイにつきましては、単なる画面というようなものでございます。

電子黒板につきましては、パソコンとタブレットと連動して、そちらに画像等を表示できるというものでございます。これはずっと学校でも使っております。

ディスプレイにつきましては、こちらの今回の36号のほうで出てきました実物投影機、こちらは書画カメラというものですけれども、そちらの画像をディスプレイに表示できる。また、ディスプレイにつきましては、DVDの鑑賞をするときのモニターというような形での利用も可能でございます。そのような形で大型提示装置、こちら電子黒板、それからディスプレイ、それと実物投影機の書画カメラという組合せで準備をしております。

実際に配置する場所なのでございますけれども、主に電子黒板、それからディスプレイにつきましては、各教室に配置するという形です。それから、書画カメラにつきましては、各学校からの希望台数もありまして、全部の教室ではありませんけれども、必要台数を書画カメラのほうは用意させていただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結します。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。
これより議案第36号を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時19分

- 議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（若林光雄議員） 日程第9、議案第37号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第37号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（若林光雄議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

- 総務課長（新井敏文） 議案第37号 令和2年度皆野町一般会計補正予算（第6号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,593万2,000円を追加し、総額を56億2,707万6,000円とするものでございます。

2 ページから 4 ページまでが第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書 3 ページをお開きください。まず、歳入からご説明申し上げます。最上段、款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 衛生費国庫補助金の疾病予防対策事業費等国庫補助金 142 万 5,000 円の追加は、新型コロナウイルス感染症検査費助成のため国庫補助を受け入れるもので、補助率は 2 分の 1 でございます。

その下、目 10 商工費国庫補助金の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業国庫補助金 1,989 万円の追加は、国の採択を受けて実施するもので、補助率は 10 分の 10 でございます。

2 段目、款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金のインフルエンザワクチン接種事業費県補助金 360 万円の追加は、県で実施する高齢者へのインフルエンザワクチン接種無償化に伴うものでございます。

最下段、款 20 繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 財政調整基金繰入金 101 万 7,000 円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

4 ページからが歳出になります。各費目において期末手当の支給率改定に伴う減額を行っております。期末手当以外の主なものについてご説明いたします。

6 ページを御覧ください。最上段、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 12 委託料の予防接種委託料 667 万円の増額は、高齢者のインフルエンザ予防接種無償化に伴い、接種希望者が増加すること等を見込んだもので、県の補助を受けて実施するものでございます。

その下、節 18 負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症検査費助成金 285 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、高齢者等に対して PCR 検査の費用を助成するもので、国の補助を受けて実施するものでございます。

最下段、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業委託料 1,989 万円の追加は、「美の山・皆野」の魅力発信プログラムの作成について国の事業採択を受けて実施するものでございます。

10 ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年度皆野町一般会計補正予算（第 6 号）の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

5 番、常山知子議員。

○5 番（常山知子議員） それでは、質問をするのですけれども、6 ページの歳出のほうで予防費、節 18 負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症検査費助成金 285 万円について質問したいのですけれども、これは大体、およそでいいのですけれども、何人分の助成を考えているか。

それから、この検査ですが、町内で検査ができる病院はどこですか。また、条件として高齢者 65 歳以上、そして基礎疾患を持った人となっていますが、発熱という条件はありませんか。

それから、町のホームページにはこれについて掲載もされているのですが、町民への周知というのはこれだけですか。町報への掲載は考えているかどうかお聞きします。

それから、あと一つは、款 7 商工費の観光費の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業委託料 1,989 万円の中身をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

6ページの予防費の新型コロナウイルス感染症検査費助成金についてお答えいたします。計上している人数ですけれども、こちらの事業がPCR検査と、同じコロナの検査で、抗原検査の2種類がございます。PCR検査のほうが120人、抗原検査のほうが60人、合わせて180人の計上でございます。こちらの算出ですけれども、65歳以上の人口の約5%を見込んだものでございます。

町内で検査が受けられる医療機関ですけれども、皆野病院と金子医院の2か所でございます。なお秩父郡内で検査が受けられる医療機関はホームページにも掲載がしてございます。

それから、発熱をした場合ということなのですが、こちらの検査につきましては、本人の希望で検査を受けたいといった方に助成するものでございます。発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等を通じまして保健所の行政検査で検査費は無料で受けられます。

周知方法ですけれども、今回11月9日から急遽実施が決定したものですから、現在はホームページに掲載しております。また、12月の広報にて掲載の予定です。そのほかチラシを作成しまして、介護事業所等に配付をしてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんの質問にお答えします。

6ページ最下段、魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業委託料ですが、これにつきましては、3ページの上段、魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業国庫補助金1,989万円と関係しておりますので、併せて説明をさせていただきます。

まず、魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業の事業名ですが、もう少し分かりやすく言い換えをさせていただきますと、皆野町での魅力的な滞在を実現するためのコンテンツ、観光資源を造成し、実証実験を行う事業となるかと思っております。この事業につきましては、観光庁から公募されまして、埼玉県内では皆野町を含めまして9つの団体が採択を受けております。そのうち秩父地域では横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、秩父地域おもてなし観光公社の5つの団体が採択をされております。今年度コロナの経済対策の一環としまして実施された事業として、町が旅行業者等の事業者にも業務委託を行いまして、その委託料については観光庁から全額国庫補助されるというものです。ただし、上限がございまして、1,989万円が上限額となっております。

内容につきましては、ARシステムの開発事業、そしてそのARシステムを検証するツアー造成事業、そして感染症対策の三本立てとなっております。このARシステムですが、実際にある画像や動画をコンピューターグラフィックスで合成することで現実の世界に仮想空間を創り出す技術のことをいいます。町内の道の駅みなもの、美の山公園、壺春堂、ムクゲ公園、水潜寺、秩父華厳の滝、ポピー畑の関係で彩の国ふれあい牧場など10か所にこのARポイントを設置しまして、観光客などの皆さんが所持しているスマホでQRコードからアプリをインストールしまして、そのアプリでマーカのイメージを読み取りますと、スマホの画面にその観光施設に関する動画や画像が表示されるという内容となっております。中には現地の風景がマーカのイメージとなっているものもございます。

例えば美の山公園の入り口の展望台におきましては、コンピューターグラフィックスの合成によりまして雲海、また古秩父湾が再現をされ、雲海をパレオパラドキシアが追い回るといった動画も現在検討され

ております。デジタルのスタンプラリーの機能も有しておりまして、施設間の回遊性を持たせる内容となっております。イメージキャラクターのみ～なが登場しまして、ナレーションで各施設を紹介する形を取っております。

また、ツアー造成事業におきましては、観光バスを借り上げまして、ARポイントが設置された観光地を回遊する実証実験が予定されております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、最初に予防接種のほうなのですが、コロナの感染症の検査費のほうなのですが、大変検査費のほうを聞いていなかったのですが、たしかPCR検査だと2万円の補助、それから抗原検査のほうだと7,000円までが補助されるということがホームページにありましたが、そうすると大体でいいのですが、1人検査を受ける場合は幾らぐらい負担になるのですか。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

医療機関によって料金の差がありますが、2万7,000円から8,000円ぐらいが多いと聞いております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当にこの補助ができてよかったと思うのですが、私としては本当に遅いなというふうに思いました。それで、やっぱりもっと多くの人に検査をしてもらいたい。それから、介護施設とおっしゃったのですが、介護施設とか、それから保育園だとか、病院だとか、そういうところはこういう検査ではなくて、町とか国とかでしっかりとやってもらいたい、もらえたらいいと私は思います。これは本当に65歳以上の方の町民の検査ですよ、として理解してよろしいのですよね。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再々質問にお答えをいたします。

こちらの事業の対象は、65歳以上の高齢者と64歳以下で基礎疾患のある方、いずれも町民が対象でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それから、産業観光課長に答えていただきましたこの魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業国庫補助金の内容ですが、なかなか分かりづらいという点もあるのですが、やはりこういうことで観光のことに発展するかどうかというのが私はすごく疑問なのですが、やっぱりこの目的というのは本当に何なのだろうかということなのです。町に来る人、こういうことをスマホでQRコードをかざして、美の山のそのときには見えない雲海がその中から見えるわけです。そういうのをそれで来るということも分からないですし、本当に町を知ってもらおうとか、町のよさを味わってもらおうということでは、大事なこともかもしれないのですが、私は町に来てどういうことが一番大事かといったら、観光客が来て町にお金を落とすことではないのですか。お金を落として、いっぱいいろんなものを買って行って、それで町の産業が少しでもよくなると、私はそういうふうに思っているのですが、そういう経済的なことまでしっかりと考えたこういう計画をつくってもらえたらと思っています。それは要望ですので、ぜひこれからも検討していくということもあると思うのですが、ぜひ頭の中に入れておいていただければ

と思います。

それで、今コロナの中で本当に道の駅は、所長が言っていましたけれども、怖いぐらいだつて。ほかのところから来ていただいて、にぎわってすごくいいのですけれども、怖いぐらいだつておっしゃっていました。皆野町の中で本当に道の駅はすごくにぎわっています。しかし、中心になる商店街は本当に閑古鳥が鳴いています。やはりそういうことも一緒によく発展していくとか、にぎわいを戻すようなそういうことも考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 林ですが、今の常山さんと同じ6ページの観光費について伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中でARシステムという言葉が出てきて、今言われたような内容というか、その辺についてはある程度理解できるのですが、この補助金といいますか、基になる3,762万円と今回の補正を加えて5,751万6,000円が今年度の分になるのであろうと、支出の分、歳出の分ですよね、なるのであろうと思うのですが、これがほとんど全部AR事業に投入されるように答弁を聞いて感じたのですが、もともとこのAR事業のための予算だというふうに考えましたが、それでよろしいわけでしょうか。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの質問にお答えします。

今回の魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業は、観光庁のほうから公募されたもので、国内の市町村と団体から多数応募がありまして、その中から皆野町等について採択を受けたものです。この内容について1,989万円の委託費を見込みまして、その財源として国庫補助金、上限額いっぱいですが、1,989万円を見込ませていただいております。

このうちARシステムの開発事業については、その1,989万円のおお半を占めているものですが、ARシステムの開発事業については680万円ほど見込んでおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） そうしますと、ほかの部分は別のことに使っているわけですね。補正の1,989万円の約6割、600万円がARシステムとすると、ほかの部分は何か別のところに使っているのかと思うのですが、それがもう一つのお尋ねの点と、それからこのARシステムの関係の事業主体はどちら、どこがやっているのですか。2点お願いします。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの質問にお答えします。

この実証事業の仕様書があるわけですが、この内訳としまして観光イベントの実施、それから観光資源の磨き上げ、それから情報発信・プロモーション等、その他に分かれておりますが、その中でARシステムの開発に680万円を見込んでおります。その他といたしましては、情報発信、ARシステムの周知等、それから実証実験としてツアーの造成事業を予定しております。貸切りバス等の借上げ等を含めまして合計で1,989万円となります。

この事業主体になりますが、事業主体は皆野町になります。皆野町が旅行者等に委託をする形となります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 何か再質問したらますます分からなくなりましたが、その他の中いわゆるイベント等という言葉が幾つか出てきましたが、この現状の中でそういったものが打てるかどうかというのは、非常に疑問な部分があるのです。これがARシステムの云々が全額であれば、こういった状況であれば実態としてツアーであるとか、イベントは開ける状況ではないから分かるのだけれども、それ以外のところの予算にイベントとかそういうのが入っていると、何かちょっとおかしいのではないかとこのように思います。

今の事業主体ということを知ったところでは、皆野町が主体なのだけれども、業者に委託してということになりますと、どういう業者に委託するつもりなのか、それともしたのか。それがこの部分で、それだけでは分かりませんから、どういう業者にしたい、そのARシステムだけではなくて、ほかのイベントや何かのことについても委託するつもりなのかまたはしたのか、教えてください。

○議長（若林光雄議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 9番、林議員さんの再質問にお答えします。

この事業はコロナ禍で観光庁のほうで計画された事業になります。したがって、コロナとの両立を前提にした事業になりますので、まず計画段階ではイベント等の事業が見込まれておりました。実際にできなかった場合については、当然実績に基づいて変更が行われるということになるかと思えます。

それから、今回の事業ですが、内示を受けたのが9月の中旬になりますので、9月の補正に間に合わなかった経緯がございます。今回臨時議会のほうに提案させていただいたわけですが、契約についてはまだ成立をしておりません。したがって、議決されたら速やかに契約の手続を進めたいと考えております。委託業者については旅行業者になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員） 9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 国のほうから、これ観光庁から出たというお金だと思えるのですけれども、これは趣旨としては恐らくこのコロナ禍の中で地方の観光業者が非常に苦境に陥っているだろうということからのお金だと思えるのです。ですから、使うに対しては、先ほどのタブレットの話ではないのですけれども、地元町内企業というか、その辺を主に考えていただきたいなということを要望して終わります。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第10、議案第38号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第38号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、先ほど可決をいただいた一般職の給与改定による補正でございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第38号 令和2年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして内容をご説明申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の2ページをお開きください。歳出のみの補正でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3万円の減額は、一般職2名の期末手当でございます。

その下、これに伴う調整を予備費で行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第38号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第11、議案第39号 令和2年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第39号 令和2年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、先ほど可決をいただいた一般職の給与改定による補正でございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第39号 令和2年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の2ページをお開きください。歳出のみの補正でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2万2,000円の減額、次の款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費4万円の減額は、それぞれ一般職職員の給与改定による補正でございます。

款7予備費でございますが、これに伴う調整のため6万2,000円を増額するものでございます。

3ページから給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第39号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎承認第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第12、承認第13号 専決処分承認を求めることについて（皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第13号 専決処分承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年10月1日から施行されました。このため、皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正が必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第13号につきまして内容のご説明を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組を支援することを目的としております。国の方針、都道府県の基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事の承認を受けた場合に様々な支援が準備されております。地方税では、固定資産税の免除措置がその一つとなります。皆野町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例は、平成31年1月1日に施行したものでございます。なお、こちらに該当する事業所はございません。

議案書を御覧いただきたいと思っております。4枚目に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表によりご説明申し上げます。第2条は、固定資産税の課税の免除を規定しております。法第25条を法第26条に改めるもので、規定の整備となります。固定資産税の3年間の免除の内容につきましては、全く影響のないものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正文をお願いいたします。附則としまして、この条例は令和2年10月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第13号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番です。つまらないこととは思っておりますけれども、本町に該当者がいないというような先ほどの話でありましたけれども、何でそんなに忙しく専決処分までしなければならぬ理由が何かあったのですか。

○議長（若林光雄議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 先ほどの町長のほうの説明の中でもございましたとおり、公布されまして、さらに省令の改正がございまして、令和2年10月1日施行という形になりましたので、急いで専決させていただきました内容となります。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 討論なしと認めます。

これより承認第13号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第13号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○議長（若林光雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第7号の説明、質疑、採決

○議長（若林光雄議員） 日程第13、同意第7号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第7号 教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の豊田尚正氏が令和2年11月30日をもって辞職することから、後任の教育委員会教育長に新井孝彦氏を任命したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員） これより本件に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 現在の豊田教育長、今月末をもって辞職ということなのですが、辞職の理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今体調不良でございまして、かなりの間療養をしましていましたが、すぐ復帰できるような状況にないというようなことから、辞表の提出がございました。私も任命をしてきて、また議会の皆さん方にご同意をいただいた、そしてまたかなり大きな成果も上げてきた教育長でございましたので、

受理するのに戸惑いも感じましたけれども、本人からの辞表提出でもありますし、皆さんもよくご存じのように、6月議会、9月議会、そうした議会にも全ての時間この議場におることはできないような状況でありました。そしてまた、その後も療養を重ねてきたのですけれども、すぐすぐ復帰できる状況にはないというようなことから、受理をさせていただいたわけでございます。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

9番、林豊議員。

○9番（林 豊議員） 教育長の件については、薄々いろいろな話があったので、特に話はありませんけれども、1つお聞きしたいのは、定例会のほうでも一般質問で出す予定にしておりますが、豊田教育長が進めてきてまだ中途である事業が幾つかあると思うのです。それについて新教育長は継続を縛られるか、それとも新教育長はそれに関わりなく自由にやれるのか。現時点で答えがいただけるようならば、お答えいただきたい。これ町長にお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員） 町長。

○町長（石木戸道也） もちろん継続につきましては、先ほど皆さんに申し上げました新井孝彦氏も教育委員会に今もお勤めをいただいております、教育長の意向というのは十分承知をしておりますし、また校長を退いてから、定年退職を迎えてから、まだそう時間もたっておりません。大きな成果も上げてきた校長先生でもありました。そんな関係で、当然継承すべきものは継承していただけるものと確信しております。

○議長（若林光雄議員） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第7号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第7号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（若林光雄議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に5番、常山知子議員、7番、大澤金作議員、8番、新井達男議員、以上3人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に5番、常山知子議員、7番、大澤金作議員、8番、新井達男議員を指名いたします。

念のために申し上げます。同意第7号に賛成の方は「賛成」と、また反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は、反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（若林光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（若林光雄議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（若林光雄議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 11票

反対票 0票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第7号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（若林光雄議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（若林光雄議員）　これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回皆野町議会臨時会を閉会します。

閉会　午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 若 林 光 雄

署 名 議 員 大 澤 径 子

署 名 議 員 四 方 田 実